

養護者による高齢者虐待対応マニュアル



郡山市

令和6年4月改訂

はじめに

急速な高齢化の進行や認知症高齢者の増加を背景に、高齢者やその家族が抱える課題が社会問題化してきたことを踏まえ、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行されました。

本市では平成27年に地域包括ケア推進課を創設、平成28年に基幹型地域包括支援センターを設置し、虐待発生の予防や高齢者の権利擁護の推進を図ってきました。

また、高齢者虐待防止に取り組む中で、関係する支援者や市民の皆様が早期に虐待の芽に気づき、発見・相談または適切な支援につなぐための手引きとして、平成22年2月に「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、その後、平成27年5月・平成30年11月と改訂してきました。

近年、支援の手を自ら拒んでしまう（セルフ・ネグレクト）状態にある高齢者や、障がいを抱える家族の問題、世帯全体の生活困窮、未成年が介護を行ういわゆる「ヤングケアラー」など、高齢者を取り巻く環境において、重層的かつ複雑な課題を抱える世帯が増えています。

上記の課題解決を踏まえた地域共生社会の実現を目指すとともに、支援者の皆様が高齢者虐待対応への理解を深め、丁寧な対応を行っていただけるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に改訂することとしました。

マニュアルを活用することで高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応につなげ、高齢者が尊厳を保持しながら、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていける手助けとなるよう願っています。

〔マニュアルの活用について〕

養護者による高齢者虐待への対応において、地域包括支援センター職員をはじめとした支援者の皆様が状況に応じて柔軟かつ有効的に活用できるような構成、高齢者の安全確保と養護者の支援に向けて取り組む支援者の支えとなる法的根拠に主眼を置き作成しました。



令和6年4月

郡山市保健福祉部 地域包括ケア推進課
郡山市地域包括支援センター連絡協議会

目 次

第1章 高齢者虐待とは

P 3～8

- 1 高齢者虐待防止法の成立
- 2 高齢者虐待とは
- 3 高齢者とは
- 4 養護者とは
- 5 養介護施設従事者等に該当しない施設等における高齢者虐待への対応
- 6 虐待の主な種別と具体例
- 7 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について
 - (1) 高齢者虐待防止法に基づく対応
 - (2) 高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応が必要な範囲

第2章 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

P 9～11

- 1 高齢者虐待対応の目的
- 2 高齢者虐待対応の基本的な視点
 - (1) 高齢者の意思の尊重
 - (2) 未然に防ぐための積極的なアプローチ
 - (3) 早期発見・早期対応
 - (4) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応
 - (5) 未然の防止、高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援
 - (6) 養護者への支援
 - (7) 関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 3 高齢者虐待対応の留意事項
 - (1) 虐待に対する「自覚」は問わない
 - (2) 常に迅速な対応を意識する
 - (3) 必ず組織的に対応する
 - (4) 関係機関と連携して支援する
 - (5) 適切に権限を行使する
 - (6) 記録を残す

第3章 養護者による高齢者虐待への対応

P 12～28

- 1 虐待対応の組織体制
 - (1) 相談・通報・届出受理体制の構築
 - (2) 虐待対応体制の構築
 - (3) ネットワークの構築
 - (4) 個人情報の取り扱い
- 2 虐待対応における役割
- 3 高齢者虐待への対応
 - (1) 各段階に応じた対応
 - (2) 郡山市における虐待対応フロー<<フロー図の解説>>

第4章 行政権限の行使等

P 29～35

1 立入調査

- (1) 法的根拠・要件
- (2) 制約
- (3) 要否の判断
- (4) 事前準備
- (5) 関係機関との連携
- (6) 執行手順
- (7) 調査の記録

2 高齢者の保護

- (1) 養護者との分離
- (2) 市による措置
- (3) 措置による入所後の支援
- (4) 措置の廃止
- (5) 面会の制限と解除

3 成年後見制度の市長申立

第5章 養護者支援

P 36～38

1 養護者（家族等）への支援

- (1) 養護者との信頼関係の形成
- (2) 介護負担等の軽減を図る、ねぎらう
- (3) 養護者自身が抱える課題への対応
- (4) 継続的な関わり

2 リスク要因を有する家庭への支援

【郡山市の高齢者虐待相談窓口】

P 39

【主な関係所属・機関一覧】

P 40～41

【帳 票】

P 42～52

■【A票】相談・通報・届出受付票

■【B票】高齢者虐待対応協議票

■【C票】高齢者虐待発見チェックリスト

■【D票】情報整理票

■虐待リスクアセスメントシート

■【E票】高齢者虐待対応会議録（コアメンバー会議用）

■【F票】高齢者虐待対応評価会議記録票

【根拠法令】

P 53～67

【参考・引用文献】

P 68

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待防止法の成立

平成 18 年 4 月 1 日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、医療・福祉関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や虐待を受けた高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めています。

2 高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています（同法第 2 条第 4 項及び第 5 項）。

本マニュアルは、①養護者による高齢者虐待への対応に則したものとします。

3 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第 2 条第 1 項）。本マニュアルにおいても、高齢者虐待防止法と同様に、65 歳以上の者を「高齢者」と定義します。

4 養護者とは

高齢者虐待防止法では、「養護者」を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定めており（同法第 2 条第 2 項）、金銭の管理・食事や介護などの世話・自宅の鍵の管理など、日常生活において何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が「養護者」に該当する場合があります。

本マニュアルでは「養護者」を「高齢者の生活に必要な行為を管理又は提供している者であって、養介護施設従事者等以外のもの」と定義し、必ずしも高齢者との同居者もしくは親族とは限らないものとします。

高齢者虐待防止法では「養護者の判断能力の有無」に関する言及はありません。したがって、精神疾患や認知症等を抱え虐待を行った者を「養護者」と捉え対応することが想定されます。

養護者を精神科等の医療につなげて保護をする必要性がある場合もあり、その場合には保健所等の精神保健福祉の専門関係機関と連携していくことが必要です。

5 養介護施設従事者等に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、P4 のとおり限定列举となっております。このため、P4 に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していく必要があります。

○ 養介護施設従事者等の範囲

高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等」を〔老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者〕と定めております（同法第2条第5項）。

本マニュアルでは、「厚生労働省 老健局,市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023,p4」を参考に、「養介護施設従事者等の範囲」を以下のとおりとします。

<養介護施設従事者等の範囲>

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外直接高齢者に関わるほかの職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

6 虐待の主な種別と具体例

本マニュアルにおいて、養護者による高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法第2条第4項で定められていると同様に、養護者が高齢者に対して行う次の行為とします。

<養護者による高齢者虐待の種類>

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

参考として、養護者による高齢者虐待類型の例を以下に記載します。

＜養護者による高齢者虐待の例＞

虐待の種類	具体例
身体的虐待	○暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。等 ○高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・高齢者に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・高齢者に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※１）等 ○高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。等 ○高齢者の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服などを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。等）。 ・外から鍵をかけて部屋に閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。等
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	○意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる。等 ○専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。等 ○同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。等

心理的虐待	○脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑したり、それを人前で話したりする等により、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼし等）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、高齢者の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせない等、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。等
性的虐待	○高齢者への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。等
経済的虐待 (※3)	○高齢者の合意なし(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、高齢者の金銭や財産を高齢者以外のために消費すること。あるいは、高齢者の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分や家族等の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、高齢者に必要な費用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。等

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力行為とは刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2)本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3)経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として対応します。

参考:「社団法人 日本社会福祉士会,市町村・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2011,p5-6.」「厚生労働省 老健局,市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023,p9.」を基に作成。

7 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について

(1) 高齢者虐待防止法に基づく捉え方

高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

(2) 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応とは、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。

ただし、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応においては、同法における第 11 条の立入調査と第 13 条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応の具体例としては、以下があげられます。

ア 65 歳未満の者への虐待

65 歳未満の者については介護保険法（平成 9 年法第 123 号）に基づく地域支援事業による支援が考えられます。介護保険法に基づく地域支援事業において、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、成年後見制度の活用や老人福祉施設への措置等の支援を行うことが求められています。したがって、65 歳未満の者に虐待等の権利侵害が生じている場合は、権利擁護のために必要な支援が求められます。

ただし、18 歳以上 65 歳未満で在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意が必要です。

イ 65 歳以上の障害者への虐待

65 歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。

この法律の間に優先劣後の関係はないため、担当部署である障がい福祉課や保健所保健・感染症課と連携のうえ、被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等、被虐待者の状況に応じて各法律の規定による対応が求められます。

ウ 養護・被養護の関係が明らかでない 65 歳以上の高齢者への虐待

養護者に該当しない場合（養護・被養護の関係にない 65 歳以上の夫婦間の暴力、成人に達した子の世話をしている親が当該子から受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応をすることが求められます。

事案に応じて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）」や刑法等により対応することになりますが、虐待対応におけ

る、相談・通報の段階では、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行うことが必要です。

そのうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応やDV防止法の担当部署であることも家庭課や関係機関につないでいく等の対応が求められます。

エ セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は高齢者虐待防止法の対象外となっていますが、必要に応じて高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応が求められます。

本マニュアルではセルフ・ネグレクトの概念を「健康、生命及び社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生若しくは整備、又は健康行動を放任・放棄していること（野村祥平, 岸恵美子他, 高齢者虐待防止研究, 2014）」と捉え、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生きづらさへの理解に基づいた対応を行っていきます。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から「支援してほしい」、「困っていない」など、支援者等の関与を拒否することがあるため支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

地域包括支援センターを中心とした既存の見守りネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議を有効に活用し、また関係各課・関係機関の連携体制の構築を行いながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応を行います。

第2章 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

1 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待対応の目的は、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応の施策を行い、高齢者の権利利益に資することです。

2 高齢者虐待対応の基本的な視点

(1) 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者は、自身の判断能力低下や身体的自立度の低さに加え、養護者や家族との人間関係の希薄さ、地域からの孤立等の社会環境が相対的に影響し、自由に意思表示できない状態（パワレスな状態）に陥っている場合があります。そのため、高齢者が安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。

ただし、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については、高齢者の安全確保を優先します。

(2) 未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待を未然に防止するため、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減を図ることが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐために積極的な取組みが重要です。

(3) 早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関との連携体制の構築などによって、虐待が発生しても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

高齢者虐待の通報者として多いのが介護支援専門員であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の早期発見につながりやすい傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

例えば、自宅から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がない等の情報収集が早期発見につながります。

(4) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事案であり、一刻を争う対応を求められることも予想されます。

入院や措置入所など緊急的な保護が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては高齢者

の安全を確保した後に、関係者からのアプローチや仲介による信頼関係の構築及び支援等、時間をかけ丁寧な対応が必要となることもあります。

また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために「やむを得ない事由による措置」を行う必要がある場合も予想されます。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。高齢者の判断能力が低下している場合においても、可能な限り理解できるよう促すことが必要です。

(5) 未然の防止、高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各支援段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

(6) 養護者への支援

虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、高齢者とともに養護者への支援を適切に行うことが求められます。養護者支援の詳細については第5章（P41～）を参照ください。

(7) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因等、様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、虐待発生の予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた各支援段階において、複数の支援者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待対応を行うことが必要です。

3 高齢者虐待対応の留意事項

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。

(2) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。

また、虐待は夜間や休日問わず発生するものであるため、地域包括支援センターや地域包括ケア推進課（基幹型地域包括支援センター）は相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を整え、関係者や住民に周知する必要があります。

(3) 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人での判断を行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に組織の管理者やそれに準ずる者等に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を総合的に判断していきます。

また、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向性を虐待対応のチームとして組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

(4) 関係機関と連携して支援する

複合的な問題を抱える事案に対しては、地域包括ケア推進課（基幹型地域包括支援センター）や地域包括支援センターが主体となり、庁内関係各課との連携及び問題への対応が期待できる関係機関との連携を行っていきます。

「事実確認」や「緊急時の対応」など、警察署、消防署、医療機関、金融機関等との連携が必要となることも想定されます。

(5) 適切に権限を行使する

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には適切に行政権限を行使することが求められます。

※庁内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修等、権限行使の実施を想定した組織体制の構築を目指します。

(6) 記録を残す

高齢者虐待の対応では、虐待発生の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度等、見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者等を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま客観的に記録することが求められます。

コアメンバー会議等の高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。

対応の内容によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一担当者ではなく虐待対応のチームとしての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使に伴う虐待対応において欠かすことはできないことに留意ください。

第3章 養護者による高齢者虐待への対応

1 虐待対応の組織体制

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報・届出の受理、養護者による虐待を受けた高齢者の保護、養護者の支援等に関する事務を行う体制を整備する必要があります。その上で、当該事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、地域住民や関係機関等に周知しなければなりません（高齢者虐待防止法第18条）。

郡山市では高齢者虐待に関する通報等の受理体制を整備するとともに、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止ができるよう基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹包括」という。）、地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）を中心に関係機関との連携協力体制を築いています。

（1）相談・通報・届出受理体制の構築

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報・届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部署を明示し、窓口等を周知させなければならないと定めています（同法第18条）。

郡山市では高齢者虐待の相談窓口について、地域包括ケア推進課をはじめとしたP44のとおりとしています。

基幹包括や地域包括には「虐待」という言葉が用いられないまま、相談が持ち込まれることから、相談を受けた職員は高齢者の状態などの相談内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める心構えが必要となります。また、高齢者虐待の要因には様々なものがあり、他の窓口等に相談が入る可能性もあることから、関係機関の相談窓口との連携も重要となります。

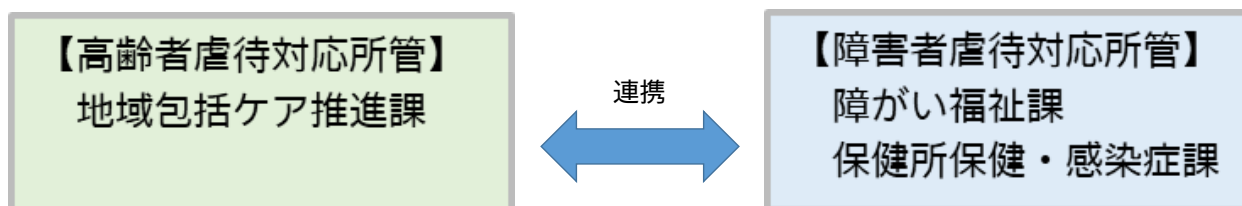
（2）虐待対応体制の構築

郡山市では通報等の受理に関し、速やかに事実確認や、その後の虐待対応が行える体制を整備しています。その上で、虐待に関する判断を組織的に行うための会議のあり方を定め、分離・保護の実施や成年後見制度の市長申立て等、必要な支援のための体制を構築しています。

（3）ネットワークの構築

高齢者虐待防止法では、市町村は高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備する必要があると定めています（同法第3条第1項、第16条）。

郡山市では「郡山市高齢者虐待防止連絡会議」「障害者虐待防止連絡会議」を定期的 to開催し、関係機関・団体と連携・協力し、虐待防止に資するネットワーク構築を行っています。



(4) 個人情報の取り扱い

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課せられています（同法第8条）。

また、事務を委託された機関の職員に対しても、委託を受けた事務に関して知り得た秘密及び通報又は届出を受けた場合に、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（同法第17条第2項、第3項）。また、虐待の事実確認や対応方針の検討及び対応を図る過程において、高齢者や養護者、家族等の様々な個人情報を扱います。

このため、高齢者虐待対応においては市町村や地域包括、関係機関等が高齢者虐待防止法や個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）等の規定に基づき、高齢者や養護者等の個人情報を適正に取り扱い、情報の取得や共有を図る必要があります。

○ 郡山市

虐待の事実確認と対応の業務を行うに当たり、高齢者虐待防止法第5条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集あるいは提供を行う必要があります。

事実確認や対応の業務は同法第9条第1項に該当しますので、虐待対応を行うために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することが可能です。

その上で、郡山市が保有する個人情報について法令に基づく場合、利用目的の範囲内で提供することができ、また利用目的の範囲外であっても臨時的に利用・提供することが可能です（個人情報保護法第69条第1項、第2項）。

○ 事業者（地域包括、介護保険事業者、医療機関その他虐待対応協力者）

郡山市が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉関係者等の個人情報取扱事業者や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。

通報をためらうこと等により、郡山市が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報収集について困難が生じ、虐待の有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられない等の問題が生じます。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性が高く、関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。しかし、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であるため、情報を適切に収集・共有することに高い優先順位が求められます。

そのため、高齢者本人の同意を得ない場合であっても、必要な範囲で個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第27条第1項）。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を発見した者に通報義務を課し（同法第7条）、高齢者虐待対応の所管課である地域包括ケア推進課からの照会には、関係各課はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第5条第2項）。

医療・福祉等関係者、地域包括等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

2 虐待対応における役割

本マニュアルでは、郡山市（地域包括ケア推進課・健康長寿課・その他の部署）・基幹包括・地域包括の役割を下表のとおり定め、それぞれの役割に基づいた対応を行います。

		◎：中心的役割を担う ○：関与することを原則とする △：必要に応じてバックアップする 空欄：当該業務を行わない		
対応		郡山市	基幹包括	地域包括
ネットワーク	高齢者虐待ネットワークの構築・運営	○	◎	○
	高齢者虐待に関する知識・理解の啓発	○	◎	○
広報・啓発活動	認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	○	◎	○
	通報（努力）義務の周知	○	◎	○
	相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知	○	◎	○
	専門的人材の確保	◎	○	
	相談、通報、届出の受理	○	○	◎
相談・通報・届出への対応	相談対応（高齢者及び養護者の状況確認）	○	○	◎
	受付票（A票）の作成	△	○	◎
	協議票（B票）	△	◎	○
	緊急性の判断	◎	○	○
事実確認・立入調査	関係機関からの情報収集	△	○	◎
	訪問調査	△	○	◎
	高齢者虐待発見チェックリスト（C票）の作成	△	○	◎
	情報整理票（D票）の作成	△	○	◎
	立入調査	◎	○	△
	立入調査の際の警察署長への援助要請	◎	△	
援助方針の決定	リスクアセスメントシートの作成	△	◎	○
	コアメンバー会議の実施	◎	○	○
	支援方針等の決定	◎	○	○
	支援計画書（E票）作成	○	◎	○
	虐待対応ケース会議の実施	△	◎	○
	評価会議の実施	◎	○	○
	評価会議記録書（F票）の作成	○	◎	○
支援の実施	（やむを得ない事由による措置等の実施）			
	措置の実施	◎	○	△
	措置の解除	◎	○	△
	措置期間中の支援	○	○	◎
	措置期間中の面会の制限	◎	○	
	措置のための居室の確保	◎	△	
	（成年後見制度の活用）			
	市町村長による成年後見制度の審判要求	◎	△	△
養護者支援	養護者支援のためのショートステイ居室確保	◎	○	○
	養護者への相談対応、関係機関の紹介	△	○	◎
モニタリング	支援の実施後のモニタリング	△	○	◎
その他	（養護者による高齢者虐待防止関係）			
	個人情報取扱いルール作成と運用	◎	○	△
	（財産上の不当取引による被害の防止関係）			
	消費者被害の相談	◎	○	○
	消費生活関係部署・機関の紹介	◎	◎	◎

※「郡山市」の各所属の役割（所管事務）はP42を参照。

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」（平成18年3月厚生労働省）を参考に作成

3 高齢者虐待対応

(1) 各段階に応じた対応

高齢者虐待の事案に対しては、対応の目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら次の3つの段階に応じて対応をすることが重要です。

○ 初動期段階

初動期段階とは、高齢者虐待が疑われる通報等を受け付けた後「訪問調査等の高齢者・養護者に対する適切な情報収集（事実確認）→コアメンバー会議での虐待の有無、緊急性の判断→その判断に基づき作成した支援方針に沿った対応の評価」という一連の流れを指します。

初動期段階の目的は、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保です。

○ 対応期段階

対応期段階とは、虐待があると判断した事案に対して「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応計画書の作成→虐待対応ケース会議→対応方針・計画の実施→対応期段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応方針・計画の見直し」というサイクルを繰り返す流れを指します。

対応期段階の目的は、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことです。

○ 終結期段階

終結期段階とは、「虐待発生要因への支援→対応期段階の評価会議→虐待発生要因の軽減、高齢者が安心して生活を送るための環境整備の確認→再発防止のための支援体制の構築」という一連の流れを指します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できたあと、終結の判断を行います。

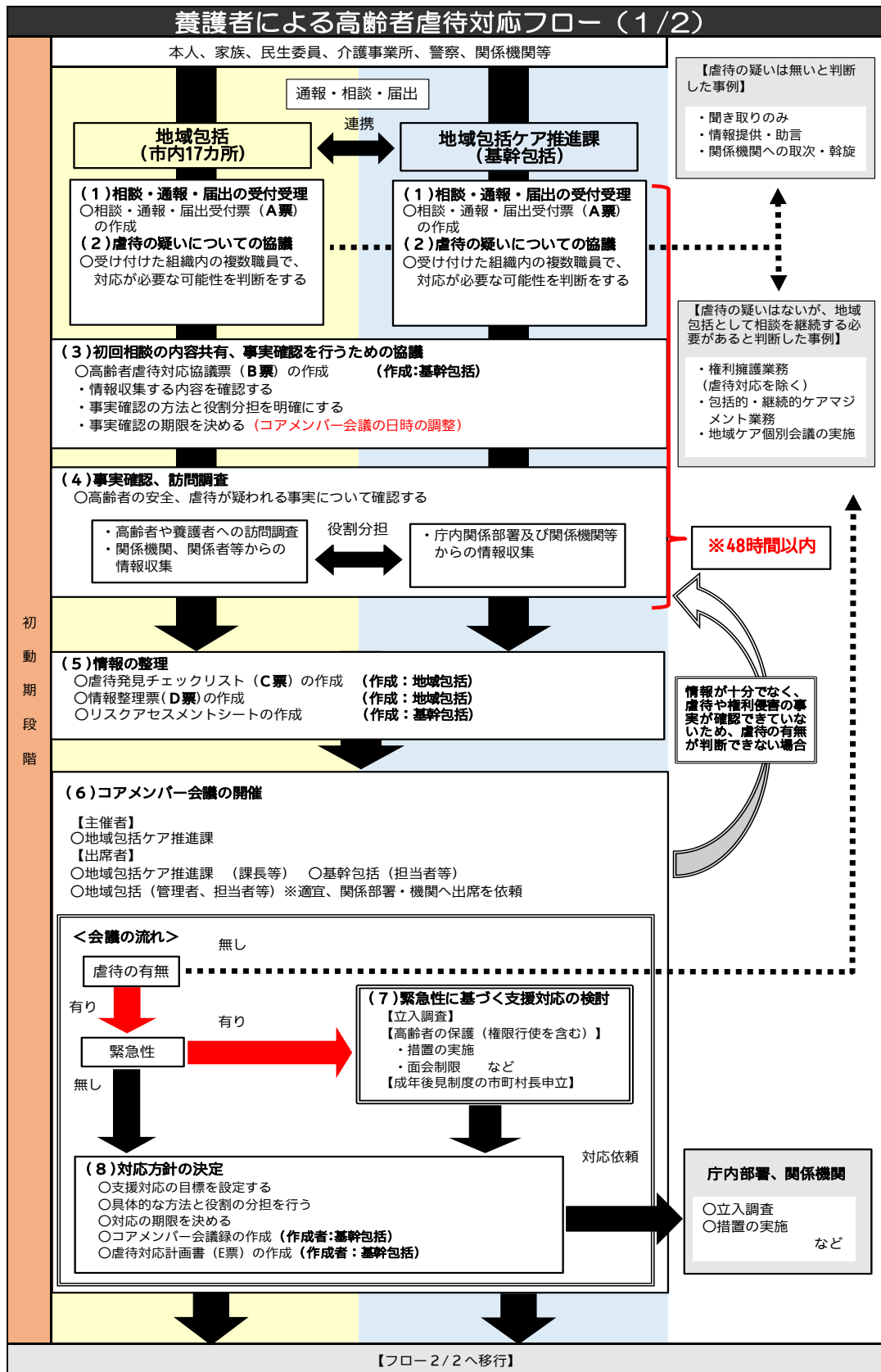
虐待対応として関わる以前の状態に戻ることがないように、サービスや支援者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関係機関の関与が虐待対応の終結の目安となります。

しかし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護業務の対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。

その場合、地域包括支援センター等の関与、関係機関との連携体制の構築を行い、虐待の再発防止に向けた適切な引継ぎを行います。

(2) 郡山市における虐待対応フロー

養護者による高齢者虐待の通報等を受理した場合は、下表に示すフローに沿って対応を実施していきます。



養護者による高齢者虐待対応フロー（２／２）

【フロー１／２から移行】

```

graph TD
    subgraph InitialStage [初期段階]
        A[地域包括<br/>(市内17カ所)] --> B[地域包括ケア推進課<br/>(基幹包括)]
        C["虐待対応計画書(E票)に沿った対応の実施<br/>○高齢者の安全を確保する、必要な追加情報を収集する"]
    end

    subgraph ResponseStage [対応段階]
        D["(9)初動期段階の評価会議(2回目のコアメンバー会議)<br/>【主催者】<br/>○地域包括ケア推進課<br/>【出席者】<br/>○地域包括ケア推進課(課長等) ○基幹包括(担当者等)<br/>○地域包括(管理者、担当者等) ※適宜、関係部署・機関へ出席を依頼<br/><br/><b><会議の主な内容></b><br/>○対応の実施状況、確認した事実の確認<br/>○目標及び対応方法の変更についての検討<br/>○虐待の状況と高齢者や養護者の意向・状況<br/>○養護者支援の必要性(対応の終結や継続/アセスメントや方針の見直し)<br/>○評価会議記録票(F票)の作成 (作成：基幹包括)<br/>○新たな虐待対応計画書(E票)の作成 (作成：基幹包括)<br/><br/>E[緊急性がある場合]<br/>- 【立入調査】<br/>- 【高齢者の保護(権限行使を含む)】<br/>- ・措置の実施<br/>- ・面会制限 など<br/>- 【成年後見制度の市町村長申立】"]
        F["(10)虐待対応ケース会議<br/>【主催者】<br/>○基幹包括<br/>【出席者】<br/>○基幹包括(担当者等) ○地域包括(管理者、担当者等)<br/>○各分野の関係部署・機関(高齢者や養護者の担当者等)<br/><br/><b><会議の主な内容></b><br/>○虐待発生要因の明確化<br/>○高齢者の生活環境整備に向けた課題やニーズの明確化<br/>○支援方針、支援内容の検討<br/>○関係機関の役割の明確化、連絡体制の確認"]
        G["(11)対応期段階の評価会議(3回目以降のコアメンバー会議)<br/>【主催者】<br/>○地域包括ケア推進課<br/>【出席者】<br/>○地域包括ケア推進課(課長等) ○基幹包括(担当者等)<br/>○地域包括(管理者、担当者等) ※適宜、関係部署・機関へ出席を依頼<br/><br/><b><会議の主な内容></b><br/>○対応の実施状況および確認した事実と日付<br/>○目標及び対応方法の変更の必要性の有無<br/>○虐待の状況と高齢者や養護者の意向や状況<br/>○養護者支援の必要性(対応の終結や継続/アセスメントや方針の見直し)<br/>○新たな評価会議記録票(F票)の作成 (作成：基幹包括)<br/><br/><b><対応終結に向けての検討項目></b><br/>○虐待対応の終結に関する可否の判断<br/>○高齢者が安心して生活を送るための環境整備・状況の確認<br/>○関係機関への引継ぎ、役割の明確化"]
        H["新たな虐待対応計画書(E票)に沿った対応の実施<br/>○虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な支援の実施"]
    end

    subgraph FinalStage [最終段階]
        I["虐待対応として取り組む必要がない場合"]
        J["(12)虐待対応の終結<br/>関係機関への引継ぎ<br/>○個別地域ケア会議、サービス担当者会議 など"]
        K["○権利擁護業務(虐待対応を除く)<br/>○包括的・継続的ケアマネジメント業務"]
        L["○地域包括支援センターへの後方支援<br/>○事案の集計及び分析、課題の抽出"]
    end

    A --> B
    B --> C
    C --> D
    D --> E
    E --> F
    F --> G
    G --> H
    H --> I
    I --> J
    J --> K
    J --> L
  
```

初期段階

- 地域包括 (市内17カ所)
- 地域包括ケア推進課 (基幹包括)
- 虐待対応計画書 (E票) に沿った対応の実施
○高齢者の安全を確保する、必要な追加情報を収集する

対応段階

(9) 初動期段階の評価会議 (2回目のコアメンバー会議)

【主催者】
○地域包括ケア推進課

【出席者】
○地域包括ケア推進課 (課長等) ○基幹包括 (担当者等)
○地域包括 (管理者、担当者等) ※適宜、関係部署・機関へ出席を依頼

<会議の主な内容>
○対応の実施状況、確認した事実の確認
○目標及び対応方法の変更についての検討
○虐待の状況と高齢者や養護者の意向・状況
○養護者支援の必要性 (対応の終結や継続/アセスメントや方針の見直し)
○評価会議記録票 (F票) の作成 (作成：基幹包括)
○新たな虐待対応計画書 (E票) の作成 (作成：基幹包括)

緊急性がある場合
【立入調査】
【高齢者の保護 (権限行使を含む) 】
・措置の実施
・面会制限 など
【成年後見制度の市町村長申立】

(10) 虐待対応ケース会議

【主催者】
○基幹包括

【出席者】
○基幹包括 (担当者等) ○地域包括 (管理者、担当者等)
○各分野の関係部署・機関 (高齢者や養護者の担当者等)

<会議の主な内容>
○虐待発生要因の明確化
○高齢者の生活環境整備に向けた課題やニーズの明確化
○支援方針、支援内容の検討
○関係機関の役割の明確化、連絡体制の確認

新たな虐待対応計画書 (E票) に沿った対応の実施
○虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な支援の実施

(11) 対応期段階の評価会議 (3回目以降のコアメンバー会議)

【主催者】
○地域包括ケア推進課

【出席者】
○地域包括ケア推進課 (課長等) ○基幹包括 (担当者等)
○地域包括 (管理者、担当者等) ※適宜、関係部署・機関へ出席を依頼

<会議の主な内容>
○対応の実施状況および確認した事実と日付
○目標及び対応方法の変更の必要性の有無
○虐待の状況と高齢者や養護者の意向や状況
○養護者支援の必要性 (対応の終結や継続/アセスメントや方針の見直し)
○新たな評価会議記録票 (F票) の作成 (作成：基幹包括)

<対応終結に向けての検討項目>
○虐待対応の終結に関する可否の判断
○高齢者が安心して生活を送るための環境整備・状況の確認
○関係機関への引継ぎ、役割の明確化

現在の虐待対応計画の内容を継続し、個別の課題や目標設定を変更する

虐待が解消していない場合

最終段階

- 虐待対応として取り組む必要がない場合
- (12) 虐待対応の終結
関係機関への引継ぎ
○個別地域ケア会議、サービス担当者会議 など
- 権利擁護業務 (虐待対応を除く)
○包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 地域包括支援センターへの後方支援
○事案の集計及び分析、課題の抽出

＜フロー図の解説＞

＜初動期段階＞

（１） 相談・通報・届出の受付受理・・・A票の作成

ア 情報の集約・管理のしくみの整備

高齢者虐待への対応では、統一的な運用ルールを定め、相談・通報等を受理した後、情報収集、訪問調査等による事実確認を行い、速やかに初回のコアメンバー会議を実施し、虐待の有無、緊急性を判断し、当面の虐待対応方針・計画を検討する必要があります。

イ 受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた地域包括や基幹包括の職員は、必要な相談内容の項目を正確に聴き取るために、相談・通報・届出受付票（A票）を用意し、虐待の状況や高齢者・養護者の状況、通報者の情報等を聴き取ることが必要です。しかし、様々な事由により、全ての情報を確認できないことがあるため、随時情報を収集していく必要があります。

ウ 守秘義務

高齢者虐待防止法では通報又は届出をした者を特定されるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課されています（同法第8条）。また、通報者は名前を言うことをいやがる場合がありますが、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聞く必要があります。

（２） 虐待の疑いについての協議

受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を受け付けた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。担当者単独での判断は、虐待を見逃すリスクを高める大きな要因になります。

虐待の有無の判断を行うのは市町村とされているため、地域包括において、相談等を受け付けた場合は、速やかに地域包括ケア推進課に報告を行い、適切な判断につなげる必要があります。

（３） 初回相談の内容共有、事実確認を行うための協議・・・B票の作成

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります（高齢者虐待防止法第9条第1項）。

初動期の事実確認においては、高齢者の生命や身体の安全、虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な情報を収集することが不可欠であり、事実確認を効果的に行うため、地域包括ケア推進課（基幹包括）や地域包括は、あらかじめ、必要な情報収集項目や事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行う必要があります。

事実確認に当たっては、虐待を受けている高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみならず、将来起こりうる状況を予見しやすくするため、今後の支援方針を検討する上で必要となる高齢者や養護者等の家族状況を全体的に把握することが重要です。

また、高齢者や養護者が障害や疾病を抱えている場合や、生活困窮である場合など、事実確認において他の分野の協力が必要である場合は、地域包括ケア推進課（基幹包括）や地域包括より関係部署・機関に

協力を要請します。

事実確認中に予測されるリスクと対応方法についても事前に協議しておくことが重要です。

(4) 事実確認・訪問調査

事実確認は「①相談・通報・届出の受付受理」から「④事実確認及び訪問調査」までを「48 時間以内」に行うことを目指し、以下の方法で行います。

ア 高齢者や養護者への訪問調査

【把握・確認すべき項目の例】

- 虐待の種類や程度
- 虐待の事実と経過
- 高齢者の安全確認と身体、精神、生活状況等の把握
→安全確認、身体状況、精神状態、生活環境 など
- 養護者や同居人に関する情報の把握
→年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、虐待行為に関する情報など

【訪問調査を行う際の留意事項】

- 複数の職員による訪問
→訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として 2 人以上の職員で訪問するようにします。
- 医療職の立ち会い
→高齢者の安否確認が優先されるため、保健師等の医療職による面談が有効です。
- 信頼関係の構築
→高齢者や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わる重要な要素であり、別々の対応者が双方との信頼関係の構築に努めます。
- 高齢者、養護者等への十分な説明
→訪問調査に当たっては、高齢者や養護者に対して、次の事項等を説明し理解を得ることが必要であり、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助が養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。
 - (ア) 職務…担当職員の職務と守秘義務に関する説明
 - (イ) 調査事項…調査する内容と必要性に関する説明
 - (ウ) 高齢者の権利…高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法等で保障されており、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明
- 高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮
→調査に当たっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵害することがないように次の事項等に十分な配慮が必要です。
 - (ア) 身体状況の確認時…心理的負担を除き、脱衣により確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮。
 - (イ) 養護者への聞き取り…第三者のいる場所で行わない。

○調査時の柔軟な対応

→養護者が援助や支援を求めている、虐待の程度が軽度であったりする場合には、介護等に関する相談支援として、養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。

一方で、虐待の程度が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行為を焦点化し、その危険性を伝え、高齢者の安全確保のための支援策についての対話が必要となる場面も生じます。その際は、支援の見通しを踏まえたうえで、健康長寿課や庁内関係部署、関係機関との協議の上で対応することが求められます。

イ 庁内関係部署及び関係機関等からの情報収集

○高齢者と養護者等の関係の把握

→法的関係、住民票による居所、同居家族の把握、所得情報等

○民生委員、介護サービス事業者、医療機関等の関係機関等からの情報収集

→生活状況、関係機関等や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況等

ウ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して、拒否的な態度を取る養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、高齢者に安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、高齢者の生命や身体に関する危険性が強く認められる場合は、養護者等の拒否的な態度にかかわらず立入調査を含めて緊急かつ積極的な介入が必要です。

(ア) 関わりのある機関からのアプローチ

介護支援専門員をはじめとした介護サービス事業所職員、障がい福祉サービスの相談支援専門員等、高齢者や養護者に関わりのある関係機関が、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認や支援に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

(具体例)

○介護支援専門員が養護者から生活困窮等の相談内容を受け、生活困窮や就労に

関する支援者（福祉まるごと相談窓口、自立支援相談窓口等）を紹介する

○訪問看護職員が養護者から健康に関する相談を受け、医療に関する支援者（地域包括や保健所等）を紹介する

など

(イ) 医療機関への一時入院

高齢者に治療が必要な外傷や疾病がある場合や、体力の低下などが疑われる場合は、主治医や医療機関に協力を依頼し、検査入院等の措置を取り、次の対応を検討することが有効である場合もあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援を円滑に進めやすくなる場面もあります。

なお、医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えないことに留意が必要です。

(具体例)

○養護者が入院先に出向き高齢者に関与することで高齢者への権利侵害が予想される場合、医療機関と相談し、養護者が医療機関の窓口に来てても入院していることを告げない
など

(ウ) 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがある場合は、それらの人に養護者の相談に乗ってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や高齢者虐待対応窓口へのつないでもらうなどの方法も考えられます。

※これらの人に協力を求める際、個人情報保護法第 27 条に基づき、虐待事案として対応しているか伝えることは可能です。しかし、虐待事案が終結した後も、高齢者や養護者はその地域で生活を続けていくことが想定されるため、虐待事案として対応しているかを伝えるべきか否か、慎重に検討する必要があります。

(エ) 様々な工夫を重ねても、安全を確保することができない場合

様々な工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合は、適切な時期に立入調査の要否を検討することが必要となります（※「第 4 章 1 立入調査」を参照）。

立入調査の要否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります（例「〇月〇日〇時（訪問者名）訪問、留守で会えず」など）。

(5) 情報の整理・・・C票、D票の作成

事実確認及び訪問調査で収集した情報に基づき、地域包括の担当者が虐待発見チェックリスト（C票）の記入を行い、虐待発見チェックリストの内容を踏まえ、基幹包括の担当者がリスクアセスメントシート（D票）の作成を行います。

虐待の有無と緊急性を判断するために必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。判断に必要な情報が集まっていない場合には、現在の時点までに収集できている情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。

(6) コアメンバー会議の開催

コアメンバー会議とは、高齢者虐待防止を担当する市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議です。

郡山市では地域包括ケア推進課、基幹包括の担当者、地域包括の担当者が出席し開催しますが、必要に応じ関係部署や介護サービス事業所等の関係機関を招集します。

事実確認により収集された情報を踏まえ、以下のいずれかに整理します。

○虐待の事実はない（虐待が疑われる事実が確認されなかった）

○収集した情報が十分ではなく判断できなかった

○虐待の事実が確認された（虐待が疑われる事実が確認された）

虐待の事実はないと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかについて確認します。コアメンバー会議開催までに情報が十分でなく判断が出来なかった事案については、事実確認の継続または立入調査の必要性について判断し、対応します。

Q：なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。

A：高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要です。

相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置付けされるためになされるものです。また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となります。このとき、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。

引用：「社団法人日本社会福祉士会,市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2014,p.7」より

(7) 緊急性に基づく支援対応の検討

虐待の事実が確認された又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

ア 緊急性の判断

緊急性の判断は、生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合に、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性の検討や、高齢者や養護者の協力拒否などにより事実確認ができない場合に、立入調査の要否等の検討等を行うものです。緊急性の判断に当たっては、以下の点を参考にしてください。

<緊急性が高いと判断できる状況>

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 高齢者本人が保護を求めている
 - ・高齢者本人が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」

イ 深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であるため、コアメンバー会議開催時に緊急性の判断と同様に判断します。また、深刻度の区分は、4（最重度）、3（重度）、2（中度）、1（軽度）の4段階として、深刻度計測フローの活用等により判断します。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

引用：「厚生労働局老健局、市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について、2023、P63」より

ウ 緊急対応による分離保護の検討・実施

高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関等からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。

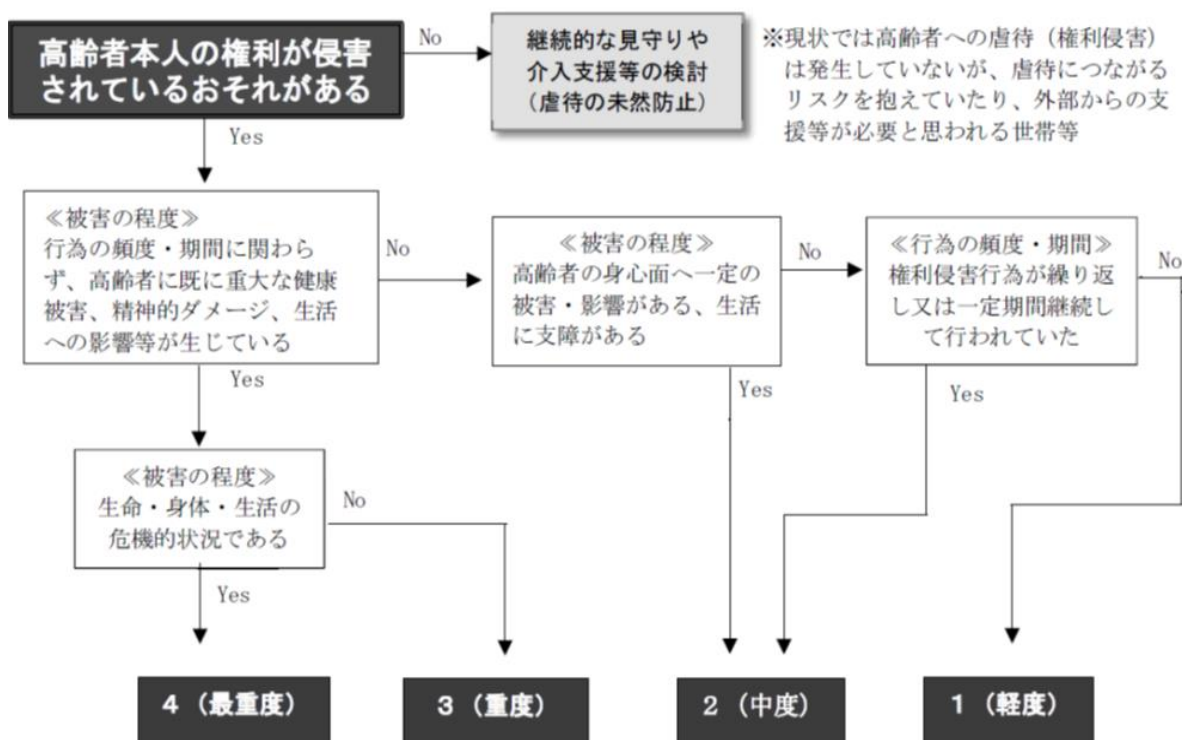
いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

<緊急対応による分離保護の検討・実施が必要な場合>

- (1) 高齢者が入院や通院が必要な状態にある場合
 - ⇒入院治療の必要性を検討
 - *入院治療の必要性が高い場合…医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ。
 - *入院治療の必要性が低い場合…下記(2)～(5)を検討。
- (2) 状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
- (3) 暴力や脅しが日常的に行われている場合
- (4) 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合
 - 例…暴力の危険があるが、高齢者の判断能力や意欲が低下していたり、避難できる場所がない、自ら避難できる状況にない など
- (5) 虐待につながる家庭状況、リスク要因がある など
 - ⇒分離保護の検討
 - *別居の家族や親族宅、ホテル、軽費老人ホームなどの利用
 - *介護保険サービスを利用し、契約により特別養護老人ホームへの入所、またはショートステイの利用
 - *「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第11条第1項）」を適用し、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置

引用：「社団法人日本社会福祉士会,市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2014,P73」より

①養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



深刻度区分の例

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）
区分の考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返して行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等が使われる等

※令和2年度老人保健事業推進費用等補助金（老人保健健康増進等事業）

「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書」P41より抜粋

（８） 対応方針の決定・・・E票の作成

基幹包括は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待の事実が確認されたと判断した事例、収集した情報が十分ではなく判断できなかった事例について、必要な対応方針を決定し、虐待対応計画書（E票）を作成します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体的安全確保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

（９） 初動期段階の評価会議（２回目のコアメンバー会議）・・・F票、新たなE票の作成

初動期段階の評価会議は地域包括ケア推進課、基幹包括、地域包括によって構成し、コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価します。必要に応じて関係機関等を招集します。

コアメンバー会議であらかじめ設定した日付で開催し、初動期段階の目標の達成状況や、次の対応段階のための情報収集の必要性を検討します。

作成した対応方針に則して、初動期段階の目的である「高齢者の生命や身体的安全の確保」がなされたかを判断します。あくまでも対応方針に基づいて取り組んだ結果、当初の目標が達成できたかを確認します。確認したうえで、評価のまとめとした「虐待対応の終結」「継続」「アセスメントや方針の見直し」のいずれかを決定し、評価会議記録票（F票）を作成します。その際は必ず、その評価がいつの評価であるかを明記します。「継続」「アセスメントや方針に見直し」との判断となった際は、新たな虐待対応計画書（E票）を作成します。

なお、立入調査など行政権限の行使についての判断が必要となる場合には、地域包括ケア推進課内で協議します。

＜初動期段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例＞

○高齢者

- ・ 高齢者の生命や身体危険が回避されているか。
- ・ 対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応を実施できない状況にないか。
- ・ 虐待の一時的な解消が図れているか。
- ・ 新たに緊急に対応すべきリスクや市町村権限の発動の必要性などが生じていないか。
- ・ 対応を行った結果、または別の要因が発生したことにより、高齢者の意向、生活状況に変化がみられていないか。

○養護者

- ・ 高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。
- ・ 対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより対応を実施できない状況にないか。
- ・ 対応を行った結果、または別の要因が発生したことにより、養護者の意向、生活状況に変化がみられていないか。

○その他の家族

- ・ 他の家族の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・ 家族全体の状況や生活に変化がみられ、対応が必要な状況となっていないか。

○関係者

- ・ 関係者の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・ 関係者の関わりを拒否し、対応を実施できない状況になっていないか。

引用：「社団法人日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、2014、P.78」

<対応期段階>

(10) 虐待対応ケース会議

虐待対応ケース会議とは、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析を行い、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、各関係機関の機能を生かした役割分担を決定する会議です。虐待対応ケース会議は必ずしも実施するものではありませんが、高齢者や養護者に関する支援について多角的に検討していくために積極的に開催していくことが望まれます。

高齢者や養護者への課題に対して関係機関が相互に共有し、一体となって対応にあたるよう、地域包括ケア推進課（基幹包括）、地域包括より関係機関に対し出席を依頼します。その際、「現在対応を行っている機関」に加え、「今後、関与を依頼する機関」にも出席を依頼することが効果的です。

虐待対応ケース会議では、コアメンバー会議実施後に作成した虐待対応計画書（E票）に基づき、計画内容の確認や対応方法について協議します。その際、具体的な役割分担や計画実施の期限を必ず設定します。

虐待対応計画書（E票）の内容に修正等が必要な場合は、基幹包括が修正等を行います。

(11) 対応期段階の評価会議（3回目のコアメンバー会議）・・・新たなF票、E票の作成

対応期段階の評価会議は地域包括ケア推進課、基幹包括、地域包括によって構成し、初動期段階の評価会議で新たに作成した虐待対応計画書（E票）の支援方針に従った対応状況の確認や虐待対応の終結について協議する会議です。

虐待対応計画書（E票）の支援方針に従い取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じて支援方針・対応計画の修正を行います。

ア 情報の集約・共有

状況の確認は、基幹包括・地域包括の虐待事案に関する担当者による訪問や、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら行います。

なお、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づいて、市町村や関係機関の間で高齢者や養護者等の個人情報共有することができます（個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等）。

イ 評価

地域包括ケア推進課は虐待対応の終結にむけて、支援方針が予定どおり実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行います。

支援方針・対応計画の見直し等が必要な場合は、「評価会議記録票（F票）の作成→新たな虐待対応計画書（E票）を作成→新たな支援方針の実施→評価会議」を繰り返し行います。

ウ 終結

虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。

具体的には、以下の場合が想定されます。

○高齢者が施設に入所等を行うことにより、高齢者の生活が安定した場合

○虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合

※高齢者が死亡した場合も虐待対応の終結となります。

虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護業務としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援が大切となります。関係性の再構築において、養護者支援を担う関係機関との連携が重要です。

評価会議において終結の判断を検討する場合、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。

虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。

<終結期段階>

(12) 虐待対応の終結

ア 再発防止に向けた取組み

虐待対応が終結した後も、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、地域包括による権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援、関係機関との連携体制の構築を行います。

イ 対応事例の検証

高齢者虐待対応の質の向上を図るためには、事例検証を行うことが効果的であることから、基幹包括を中心に研修等において対応事例を検証し、郡山市内における対応力強化や虐待の未然防止を促します。

第4章 行政権限の行使等

1 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにも関わらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として、行政権限として認められている立入調査の実施について検討する必要があります。

(1) 法的根拠・要件

高齢者虐待防止法第11条第1項に基づき、高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、郡山市長は担当部署の職員及び基幹包括の職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。

立入調査は、同法第17条に規定する委託事項に含まれていないことから、委託先の地域包括職員が立入調査を行うことはできませんのでご注意ください。

「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」の要件は、これまでの経過や関係機関からの調査の範囲において、要件があるかどうかを判断すれば足りるものであり、重大な危険が生じていることについての明確な根拠までを求めるものではありません。

(2) 制約

【高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときの例】

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- 過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- 本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき

引用：「厚生労働局老健局,市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023,p.64」より

立入調査には実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の可否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を行使するための準備（親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

(3) 要否の判断

郡山市や関係者からのアプローチ、親族・知人・近隣住民等を介することにより養護者や高齢者に関する状況確認ができると判断した場合には、その方法を優先します。

しかし、それらの方法で状況確認する手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるような場合は、立入調査の権限行使を検討する必要があります。その際は、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが求められます。

【立入調査の要否を判断するための確認事項の例】

①訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族等への同行依頼などを訪問者について工夫したか。

②訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

③訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えどの工夫をしたか。

引用：「厚生労働局老健局,市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023,p.65」より

(4) 事前準備

立入調査の実施に当たっては、事前に綿密な準備を行う必要があります。

立入調査は実施するタイミングが重要であり、事前に行った訪問調査の結果や高齢者、養護者等の生活状況に関する情報を整理し、関係者の協議に基づく判断が必要になります。

実施するにあたり高齢者の状況（例：安全に暮らしている、衰弱している、死亡している等）や養護者等の態度等、様々な状況が予測されます。

そのため、同行者と役割分担、対応、確認事項の整理、関係機関との連携等を具体的に計画しておくことが重要です。なお、立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要性はありません。

養護者が玄関を開けない等拒否的な場合は、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるよう説得したり、住居への立入りが許されている親族へ立会いを依頼したり、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことが求められます。

(5) 関係機関との連携

ア 警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めることができますとされています（同法第12条第1項）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等、担当部署の職員だけで職務執行を行うことが困難であり、警察への援助が必要な場合は、所轄の警察署長あてに援助依頼書を提出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。

イ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患等が疑われる場合は、保健所や保健センター等と連携し、精神保健福祉に関する支援者等の同行が想定されます。なお、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることが有効な場合がありますが、いずれの場合においても事前に綿密な準備を行い、様々な事態を想定し柔軟な対応がとれる役割分担を決めておくことが必要です。

(6) 執行手順

○立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。

○立入調査の執行にあたる職員

- ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・基本的には担当職員ですが、入院等の必要性を的確に判断できる医療職の同行も有効です。
- ・基幹包括職員が行う場合は、担当部署の職員も同行するようにします。

○対応と留意点

立入調査は法律に基づく行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査の権限行使を行った理由等について誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

○高齢者の生命や身体の安全確認、保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無等を確認するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者から話を聞くことができる場合は、なるべく養護者から離れた場所で聞き取りを行います。

高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、高齢者の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい場合は、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、実行に踏み切ることが必要です。

○緊急に高齢者と養護者の分離が必要でないと判断された場合

緊急に高齢者と養護者を分離することの必要が認められない場合は、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合は、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、必要に応じて随時相談に乗ることを伝え、支援につなげやすい環境を作ることが必要です。

(7) 調査の記録

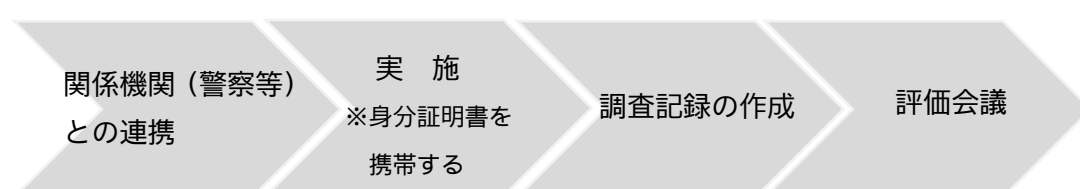
立入調査の執行後は、調査の内容を記録します。ここで記録した事実をもとに評価会議において、改めて虐待の有無や緊急性の判断を行うことが求められます。

高齢者の外傷に関する状況記録や医師の診断書等の関係書類については、入手・保存に努め、記録と共に整備しておくことが重要です。

<立入調査検討の主な流れ>



<立入調査実施の主な流れ>



2 高齢者の保護

(1) 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

これにより、高齢者の安全が脅かされることなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことが可能になります。また、一時的に介護負担等から解放されることで、養護者も落ち着くことが可能になるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段として、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、契約入所等）、市町村による措置（養護老人ホームへの入所の措置及びやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所の措置等）、公営住宅等への契約による入所、医療機関への一時入院などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

(2) 市による措置

高齢者虐待防止法第9条第2項では、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図る上で必要がある場合に、適切に老人福祉法第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置）の措置を講じることが規定されています。

市が、分離による高齢者の保護を判断する場合、高齢者がサービス利用契約を締結することができない認知症高齢者であることや、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態であること

があります。あるいは、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合や、分離後に養護者による連れ帰りのリスクが想定される場合等があるため、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、原則として、適切に「やむを得ない事由による措置」等の措置の適用を行う必要があります。

(3) 措置による入所後の支援

「やむを得ない事由による措置」等の措置によって高齢者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつとして捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。

特に、保護された高齢者が介護の必要がなく自立している場合は、高齢者施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となることから、可能な限り高齢者の意思を尊重するとともに、経済状況や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取等の経済的虐待が行われていた場合は、口座の凍結を金融機関に相談する等、関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたために収入が減少し、生活費や医療費に困窮する場合や精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。この場合、養護者に対しても、保護した高齢者と同様に多角的な支援が必要となることから、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。

(4) 措置の廃止

老人福祉法の規定による措置により、施設に一時入所した高齢者の措置を廃止する例としては、以下のような場合が考えられます。支援状況のみならず、虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められているかについても、検証しておく必要があります。

ア 家庭へ戻る場合

関係機関等からの支援によって、養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭での生活が可能と判断される場合が考えられます。しかし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への支援が必要です。なお、家庭へ戻った後、虐待が再発した場合は、再度、措置の開始が可能ですので再度検討が必要です。

イ 介護保険サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、本人の判断能力が不十分であっても、成年後見制度の活用により要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。

(5) 面会の制限と解除

高齢者虐待防止法第 13 条では、老人福祉法第 11 条第 2 号に規定する特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置の場合、市町村長や養介護施設の長は虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。

やむを得ない事由による措置に伴い面会制限をした場合は、その解除の可否、時期等については評価会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、成年後見人等が選任された場合も、一律に契約に切り替えたため、面会制限を解除するということにならないように留意する必要があります。

ア 制限

面会制限の要否は、虐待の内容や経過、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる高齢者の心身に与える危険性や弊害を考慮して、総合的に検討して判断します。また、高齢者にとっては養護者と面会する利益の制約であることに鑑み、当面の面会制限の期間と定期的な評価をする時期を定め、面会を解除する要件や方法などを検討しておくことが必要です。

面会制限を決定した場合、処分の対象者である高齢者には理由の説明とともに告知し、養護者にも説明を行い、可能な限り理解を得るようにします。

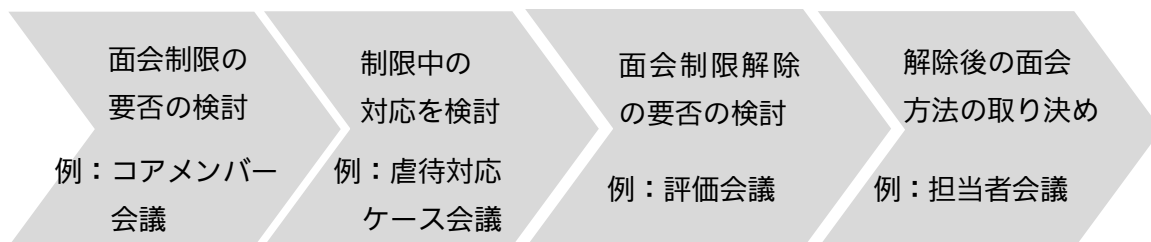
イ 解除

面会制限の解除の判断は、高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身状態が客観的に安定しているか、養護者の高齢者への態度や生活態度が改善されてきたか等から、養護者と面会することによる危険性や弊害が、面会制限開始時点に照らして解消されたかどうかを総合的に検討して判断します。

面会制限の解除は、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を検討し、高齢者の安全を第一に考え、当初は市職員等の同席で時間を区切って行うなど、段階的に行い、面会方法を工夫することが必要です。また、保護場所を秘匿しておく必要がある場合には、施設とは別の場所で一時的な面会を行うなどの工夫も考えられます。

面会を行った際には、高齢者と養護者の状態が安定しているか等、モニタリング・評価を行い、次の面会が可能かどうか、面会制限の継続の必要性、面会の解除や措置の廃止が可能かどうか等を判断していきます。

<対応の流れ>



3 成年後見制度の市長申立

高齢者虐待防止法第9条第2項では、虐待対応のための権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見利用開始等の審判請求（以下「市長申立」という。）を行うことが規定されています。

また、老人福祉法第32条に規定する市長申立において「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」には、高齢者虐待対応も該当すると解されています。

市長申立が必要とされるのは、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者による虐待が生じ、第三者等による身上の保護と財産の管理が必要である状況が想定されます。

個々の事案において緊急性が高い場合には、適切かつ迅速な市長申立の手続きが求められます。

例えば、以下の場合が想定されます。

○経済的虐待で養護者から高齢者の年金等の収入や資産を保全する必要がある場合

○介護・世話の放棄・放任等で、高齢者に代わり必要な医療や福祉サービスを契約する必要がある場合

○やむを得ない事由による措置により保護した高齢者が通常の利用契約に移行する場合

市長申立は、基本的に2親等内の親族の有無を確認することとされていますが、緊急性が高く、2親等内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合は、現状で把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行い、並行して戸籍調査を行うこともあり得ます。

また、2親等内の親族である養護者への意向調査は、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号）。

虐待等の緊急事案における親族調査は、市長申立と並行して戸籍調査を行うことや、親族の意向調査を省略することが可能であることから、親族が申立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先し、速やかに市長申立を行うことが必要です。

第5章 養護者支援

1 養護者（家族等）への支援

高齢者虐待防止法では、養護者に対して相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講じることが規定されています（同法第6条、第14条第1項）。

高齢者虐待への対応として、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点が重要です。

家族・親族間の関係性、経済状況、医療的な課題、近隣との関係等、様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解し、高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者とともに養護者、家族、親族に対する支援を適切に行うことが求められます。

(1) 養護者との信頼関係の形成

高齢者を支援するためには、まず、高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行えるよう、養護者に対しての定期的な声かけやねぎらい等を行いながら信頼関係を形成し、相談・助言が行える体制を整えることが求められます。

また、虐待対応においては、同じ支援者が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な解決ができなくなる可能性があるため、養護者の担当者と高齢者の担当者を分担して支援を行う等、養護者と高齢者それぞれの立場に立った支援体制を整えることも重要です。

(2) 介護負担等の軽減を図る、ねぎらう

養護者による高齢者虐待の主な発生要因には、高齢者の認知症等を起因とした養護者の介護疲れ・介護ストレス、高齢者との人間関係の悪化等が想定されます。

養護者への対応においては、虐待の発生リスクや危害の状況を注意しながら、同時に養護者自身がこれまで担ってきた介護や取り組んできた工夫等、養護者のもつ強み（ストレングス）にも目を向け、それをねぎらうなどの働きかけが重要です。

こうした対話は、養護者の自己肯定感を高めるだけでなく、養護者と支援者の信頼関係の形成、虐待の未然防止等にも有効であるといえます。

(3) 養護者自身が抱える課題への対応

養護者が疾患や障がい、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合、虐待発生の要因を分析するとともに支援目標を明確にし、それを支援計画に反映した上で、課題解決のための働きかけを行います。

養護者を支援に当たっては、様々な制度や知識が必要となるため、虐待対応の各段階において、複数の関係機関（次項 P37 を参照）の支援者と連携を取りながら養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが求められます。

＜精神障がい、知的障がい等の主な相談先＞

機 関 名	所管業務
郡山市保健所 保健・感染症課	精神障がいに関すること
障がい福祉課	身体障がい、知的障がいに関すること
郡山市障がい者基幹相談支援センター	障がい者福祉に関すること

＜生活困窮等に関する主な相談先＞

機 関 名	所管業務
生活支援課	生活保護に関すること
郡山市自立支援相談窓口	生活困窮・就労等に関すること
郡山市社会福祉協議会	生活福祉資金、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）に関すること
福祉まるごと相談窓口 （中央、南西、北東エリア）	福祉に関する複数の課題を抱えた世帯に関すること

（４） 継続的な関わり

高齢者が短期入所している間等であっても、支援者は、養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望等を把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが求められます。また、虐待が解消した後も再発防止の観点から、支援者や関係機関等による養護者、家族等への継続的な関わりやモニタリングが必要です。

2 リスク要因を有する家庭への支援

虐待発生リスク要因として、下表のような例が挙げられます。これらは、高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

リスク要因があり支援を必要としている高齢者や養護者、家族等に対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが求められます。

高齢者や養護者の心身・生活状況を適切に把握しながら、支援や見守り体制を整えることが重要です。

＜虐待発生リスク要因の例＞

	高齢者側の要因	養護者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢や疾病によるADLの低下（日常生活自立度）の低下 ・疾病や障がいがある ・要介護状態 ・認知症の発症や悪化	・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障がい ・依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け
社会的要因	・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）	・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障がいに対する無理解） ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障がいに対する偏見

引用：「厚生労働局老健局,市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023,p.89」より

郡山市の高齢者虐待相談窓口

<郡山市>

担 当 課 名	担当地区	住 所	電話 (024)
郡山市地域包括ケア推進課 (基幹型地域包括支援センター)	郡山市全域	郡山市朝日一丁目23-7 (本庁舎1階)	924-3561
夜間休日受付 (本庁舎警備室内)			924-2491

<高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター) >

センター名	担当地区	住 所	電話 (024)
郡山北部 高齢者あんしんセンター	桃見台 大島	並木二丁目12-7	931-3032
郡山中央 高齢者あんしんセンター	金透・薫 赤木・芳山	鶴見坦一丁目6-36 橋本地所鶴見坦ビル102号	925-5858
郡山南部 高齢者あんしんセンター	橘・三中 桜・久留米	香久池一丁目18-11	991-5811
郡山西部 高齢者あんしんセンター	開成 桑野の一部	島二丁目9-18	923-6221
芳賀・小原田 高齢者あんしんセンター	芳賀 小原田	昭和二丁目17-2	941-1121
富 田 高齢者あんしんセンター	富田町・希望ヶ丘 小山田・桑野の一部	上亀田1-1	935-0522
大槻・逢瀬 高齢者あんしんセンター	大槻町 逢瀬町	大槻町字西勝ノ木5-1	962-3945
大成・大槻東 高齢者あんしんセンター	大成 大槻東	鳴神三丁目110	962-7013
安 積 高齢者あんしんセンター	安積町	安積町笹川字経坦45	946-9088
三穂田 高齢者あんしんセンター	三穂田町	安積町成田字漆山50	946-1527
片平・喜久田 高齢者あんしんセンター	片平町 喜久田町	片平町字妙見館1-1	962-0354
日和田・西田 高齢者あんしんセンター	日和田町 西田町	日和田町梅沢字丹波山3-2	958-6878
富久山 高齢者あんしんセンター	富久山町	八山田七丁目136	934-5340
湖南地区 高齢者あんしんセンター	湖南町	湖南町舟津字小磯5112-1	992-0291
熱 海 高齢者あんしんセンター	熱海町	熱海町熱海五丁目240	984-6868
田 村 高齢者あんしんセンター	田村町	田村町岩作字穂多礼216-1	955-4013
郡山東部・中田 高齢者あんしんセンター	東部・中田町 緑ヶ丘	安原町谷津171-1	956-8200

主な関係所属・機関一覧

<郡山市役所本庁>

課 名	所管業務	住 所	電話 (024)
生活支援課	生活保護に関すること	朝日一丁目23-7 (本庁舎1階)	924-2611
障がい福祉課	身体障がい、知的障がいに関すること		924-2381
健康長寿課	入所の措置に関すること		924-2401
介護保険課	介護保険に関すること		924-3021
こども家庭課	DV・家庭問題に関すること	桑野一丁目2-3 (ニコニコこども館3階)	924-3341
消費生活センター (セーフコミュニティ課)	消費者被害に関すること	朝日一丁目23-7 (西庁舎3階)	921-0333
市民相談センター (市民・NPO活動推進課)	法律相談に関すること		924-2155

<郡山市保健所>

課 名	所管業務	住 所	電話 (024)
保健・感染症課	精神障がいに関すること	朝日二丁目15-1 (郡山市保健所1階)	924-2163

<保健センター>

機 関 名	所管業務	所 在 地	電話 (024)
中央保健センター (富田を含む本庁管内)	こどもから高齢者の保健に関すること	郡山市保健所内 (1階)	983-8300
南保健センター (安積・三穂田・田村・中田)		安積行政センター内	973-8621
北保健センター (喜久田・日和田・富久山・西田)		富久山行政センター内	973-8622
西保健センター (大槻・逢瀬・片平・湖南・熱海)		片平行政センター内	973-8623

<福祉の関係機関>

機 関 名	所管業務	住 所	電話 (024)
郡山市社会福祉協議会	生活福祉資金、日常生活自立支援事業 (あんしんサポート) に関すること	朝日一丁目29-9 (郡山市総合福祉センター1階)	932-5311
郡山市自立支援相談窓口	生活困窮・就労等に関すること	朝日一丁目29-9 (郡山市社会福祉協議会内)	932-5311
福祉まると相談窓口 (中央・湖南・熱海エリア)	福祉に関する複数の課題を抱えた世帯 に関すること	朝日一丁目23-7 (保健福祉総務課内)	924-3822
福祉まると相談窓口 (南西エリア)		安積町笹川字経坦45 (あさかホスピタル内)	945-2778
福祉まると相談窓口 (北東エリア)		昭和二丁目17-2 (芳賀・小原田高齢者あんしん センター内併設)	954-3211
郡山市障がい者基幹相談支援センター	障がい者福祉に関すること	朝日一丁目29-9 (郡山市社会福祉協議会内)	983-3044
郡山市成年後見支援センター	成年後見制度に関すること	朝日一丁目29-9 (郡山市社会福祉協議会内)	983-1557

<高齢者虐待防止連絡会議構成機関>

機 関 名	住 所	電話 (024)
郡山警察署	城清水23	922-2800
郡山北警察署	富田東三丁目109	991-0110
福島地方法務局郡山支局	希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	962-4500
郡山人権擁護委員協議会	希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	962-4500
福島県弁護士会郡山支部	堂前町25-23	922-1846
郡山医師会	朝日二丁目15-1	922-8087
郡山市社会福祉協議会	朝日一丁目29-9	932-5311
郡山市民生児童委員協議会連合会	朝日一丁目29-9	932-5311
養護老人ホーム希望ヶ丘ホーム	希望ヶ丘31-26	951-9900
郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会		
郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会		
郡山市地域包括支援センター連絡協議会		

【帳 票】

【A票】相談・通報・届出受付票（総合相談受付票）										記入日： 令和 年 月 日				
受付日					対応職員					包括				
相談者 (通報者)	氏名					受付方法	()							
	住所または 所属機関名					電話番号								
	本人との 関係					詳細 (続柄等)								
【相談者の主訴・相談の概要】														
【本人の状況】														
氏 名				性別		生年月日				年齢		歳	居所	
現住所 (施設名等)											住民票登録住所			
						連絡先								
介護認定			付申請	担当ケアマネ名				担当居宅						
利用サービス	介護保険													
	介護保険外													
主疾患														
身体状況							障害手帳					種		級
受給年金			万円/月	その他収入			万円/月	生活保護受給						
【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む														
【養護者（介護者）の状況】							【家族状況（ジェノグラム）等】							
氏名		性別		続柄										
生年月日		年齢		歳	同居有無									
家族等	氏 名	続柄	住所・連絡先											
家族の職業、家族歴、関係性等														
【総合相談としての対応】														
相談結果		対応内訳						備考						
他機関への取次・斡旋		機関名												

郡山市地域包括ケア推進課 作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

【B票】高齢者虐待対応協議票

作成日：	令和		年		月		日
作成機関：	基幹包括		作成者：				

【不適切な状況の具体的内容】※事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄

情報源	相談（通報・届出者は）	☐	実際に目撃した	☐	怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した	
		☐	本人から聞いた	☐	関係者（ ）から聞いた	
相談・訴えの内容	☐	家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕				
	☐	暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕				
	☐	介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕				
	☐	高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕				
	☐	あざや傷がある〔疑い〕				
	☐	問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕				
	☐	食事をきちんと食べていない〔疑い〕				
	☐	年金などお金の管理ができていない〔疑い〕				
	☐	養護者の態度（ ）				
	☐	その他（具体的内容を下記欄に記載）				
虐待の可能性 （通報段階）	☐	（身体的虐待 ・ 放棄・放任 ・ 心理的虐待 ・ 性的虐待 ・ 経済的虐待 ）の疑い				
	☐	虐待とは言い切れないが不適切な状況				

【情報収集依頼項目】

収集項目	世帯構成	☐	本人世帯	☐	家族世帯（ ）	☐	その他（ ）
	介護保険	☐	認定有無	☐	担当居宅介護支援事業所	☐	介護保険料収納状況
	福祉サービス等	☐	生活保護	☐	障害手帳の有無（身・知・精）	☐	障害福祉サービス利用状況
	経済状況	☐	収入状況	☐	年金（老齢・障害・遺族）状況	☐	国民健康保険料収納状況
	関係機関等	☐	主治医・医療機関	☐	保健所の関与	☐	保健センターの関与
	その他	☐	他機関（ ）	☐	の関与	☐	（ ）

【事実確認の方法と役割分担】

事実確認の方法	本人	面接調査		場所		面談者	
		聞き取り		詳細		対応者	
	養護者	面接調査		場所		面談者	
		聞き取り		詳細		対応者	
その他		面接調査		場所		面談者	
		聞き取り		詳細		対応者	
事実確認中に予測されるリスクと対応方法							
事実確認期限	令和		年		月		日まで
	立入調査の必要性	☐	理由（ ）				

【コアメンバー会議の日程調整】

コアメンバー開催日時	令和		年		月		日	～		年		月		日	までに開催
課長	課長補佐	係長	係員												

※[事実確認の方法と役割分担]に関する協議が終わったら「事実確認」へ

郡山市地域包括ケア推進課 作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

【C票ー①】高齢者虐待発見チェックリスト

【提出日】

郡山市基幹包括支援センター

【提出者・所属】

包 括

【確認者】

※確認した内容については、適切さ・不適切さを問わず、すべて記入する。

本人氏名				性別		生年月日		※基幹記入
	確認	確認日	確認方法	確認項目	詳細内容、具体的な状況			事実確認
身体 の 状 態 ・ け が 等	☐			重大な外傷等				
	☐			全身状態・意識レベル				
	☐			脱水症状				
	☐			栄養状態等				
	☐			あざや傷、出血等				
	☐			体重の増減				
	☐			その他				
生 活 の 状 況	☐			衣服等の清潔さ				
	☐			身体の清潔さ				
	☐			住環境の状況				
	☐			食事の状況				
	☐			睡眠の状況				
	☐			行動の制限				
	☐			その他				
話 の 内 容	☐			恐怖や不安の訴え				
	☐			保護の訴え				
	☐			強い自殺念慮				
	☐			あざや傷の説明				
	☐			金銭の訴え				
	☐			性的事柄の訴え				
	☐			話のためらい、変化				
	☐			その他				
表 情 や 態 度	☐			おびえ、不安				
	☐			無気力さ				
	☐			態度の変化				
	☐			その他				
適 切 な 支 援 の 程 度	☐			医療機関の受診				
	☐			服薬の管理				
	☐			介護等のサービス				
	☐			支援のためらい、拒否				
	☐			費用負担				
	☐			その他				
養 護 者 の 態 度 等	☐			保護等の訴え				
	☐			暴力、脅し等				
	☐			高齢者に対する態度				
	☐			高齢者に対する発言				
	☐			支援者に対する態度				
	☐			支援者に対する発言				
	☐			精神状態・判断能力				
	☐			その他				

【C票ー②】高齢者虐待発見チェックリスト

虐待（疑い）発生の状況							
1. 虐待（疑い）がはじまったと思われる時期：							
2. 虐待（疑い）が発生する頻度：							
3. 虐待（疑い）が発生するきっかけ：							
4. 虐待（疑い）が発生しやすい時間帯：							
虐待（疑い）発生の全体的状況							
発言内容や状態・行動・態度など（聞き取りした内容をそのまま記入）							
本人		確認日		場所		同席者	
養護者		確認日		場所		同席者	
第三者		確認日		場所		同席者	

郡山市地域包括ケア推進課 作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

【D票一①】情報整理票

【情報整理日】

【記入者、所属】

対応計画： 回目

地域包括

高齢者本人氏名		性別		年齢		居所							
養護者氏名		性別		年齢		高齢者本人との関係		同居状況					
高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望		分離の希望									
	高齢者の状態	意思疎通		☐	可能	☐	特定条件のもとであれば可能		☐	困難	☐	不明	
		話の内容		☐	一貫している	☐	変化する						
		生活意欲		☐	意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける等）								
I. 高齢者本人の情報					面接担当者氏名					虐待発生リスク			
【健康状態等】													
疾病・傷病					既往歴								
受診状況①					服薬状況（種類）								
受診状況②					服薬状況（種類）								
診断の必要性		☐	内科	☐	精神科	☐	外科	☐	整形外科	☐	その他		
具体的症状等													
要介護認定		☐	非該当	☐	要支援	☐	要介護	☐	申請中	☐	未申請		
障がい		☐	身体障がい	☐	精神障害（			）	☐	知的障害（			
精神状態		☐	認知症（			）	☐	うつ病（			）	☐	その他
【危機への対処】													
危機対処が必要な場面において		☐	自ら助けを求めることができる				☐	助けを求めることが困難					
避難先・退避先		☐	助けを求める場所がある（						）	☐	ない		
【成年後見制度の利用】													
成年後見人等		☐	あり（			）	☐	申立中（			）	☐	なし
【各種制度利用】													
☐		介護保険	☐	障害者総合支援法	☐	その他（			）				
【経済状況】													
年金等収入額		月			万円	内 訳				預貯金等		万円	
1ヶ月に本人が使える金額				万円	☐	借金の有無（				）			
具体的な状況（生活費や借金等）													
☐	生活保護受給	☐	介護保険料滞納	☐	国民健康保険料（後期高齢者医療制度保険料）滞納				☐	その他			
金銭管理		☐	自立	☐	一部介助（判断可）		☐	全介助（判断不可）		☐	不明		
金銭管理者		☐	本人	☐	その他								
【エコマップ】											【生活状況】		
											食 事		
											調 理		
											移 動		
											買い物		
											掃除洗濯		
											入 浴		
											排 泄		
											服薬管理		
											金銭管理		
											受 診		
【その他特記事項】													

【D票-②】情報整理票

Ⅱ. 養護者の情報		面接担当者氏名				虐待発生 リスク							
【養護者の希望】	居所の希望		分離の希望										
具体的な希望						☐							
【健康状態等】													
疾病・傷病			既往歴			☐							
受診状況①			服薬状況（種類）										
受診状況②			服薬状況（種類）										
診断の必要性	☐	内科	☐	精神科	☐		外科	☐	整形外科	☐	その他		
具体的な症状等													
性格的な偏り	☐	詳細											
障がい	☐	身体障がい	☐	精神障害（		）	☐	知的障害（		）			
【介護負担】													
被虐待高齢者に対する介護意欲				介護技術・知識				介護の代替者					
1日の介護時間				詳細				平均睡眠時間（およそ）					
介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など）※期間と負担原因を明確に													
【就労状況】													
☐	就労	曜日、時間帯				雇用形態				☐	非就労	☐	不明
【経済状況】													
収入：月				万円		内訳				預貯金等：万円		☐	借金：万円
☐		借金、貸借等の金銭トラブルがある		☐		被虐待高齢者の年金に生活費を依存							
☐		生活保護受給		☐		介護保険料滞納		☐		国民健康保険料（後期高齢者医療制度保険料）滞納		☐	
【近隣との関係】													
☐		良好		☐		挨拶程度		☐		悪い		☐	
☐		関わりなし		☐		不明							
詳細													
Ⅲ. 家族関係（家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こった時の対処方法等）													
Ⅳ. その他（近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等）													
【全体のまとめ】Ⅰ～Ⅳで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、課題を分析・整理する。													
Ⅰ. 高齢者本人													
Ⅱ. 養護者													
Ⅲ. 家族関係													
Ⅳ. その他													
Ⅴ. 今後の課題													

郡山市地域包括ケア推進課 作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

虐待リスクアセスメントシート

高齢者氏名		【作成日】	
養護者氏名（続柄）		【作成者】	

高齢者の状況	レッド	☐	すでに重大な結果を生じている。
		☐	☐ 頭部外傷（血腫、骨折） ☐ 腹部外傷 ☐ 意識混濁 ☐ 重度の褥そう ☐ 重い脱水症状 ☐ 脱水症状の繰り返し ☐ 栄養失調 ☐ 全身衰弱 ☐ 強い自殺願望 ☐ その他（ ）
		☐	自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状態の悪化が見られる。
		☐	「殺される」「（養護者が）怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候がみられる
	イエロー１	☐	年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等が止まり、食料が底をついている。
		☐	高齢者自身が保護を求めている。
		☐	今後、重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。
		☐	☐ 頭部打撲、顔面打撲・腫脹 ☐ 不自然な内出血 ☐ やけど、刺し傷 ☐ きわめて非衛生的 ☐ 極端なおびえ ☐ 回復状態がさまざまな傷 ☐ 軽度の脱水 ☐ 低栄養・低血糖の疑い ☐ 入退院の繰り返し ☐ その他（ ）
		☐	介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。
		☐	認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。
イエロー２	☐	☐ 幻視・幻聴 ☐ 妄想 ☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 暴行 ☐ 介護への抵抗 ☐ 徘徊 ☐ 火の不始末 ☐ 不潔行為 ☐ 異食行動 ☐ 性的問題行動 ☐ その他（ ）	
	☐	認知症や精神疾患の診断を受けている。	
	☐	診断名【 】 認知症高齢者の日常生活自立度 【 】	
	☐	養護者や家族等に対し依存性である。	
	☐	性格や認知症等により養護者や家族と不仲となり、孤立した状態である。	
	☐	以前から、家族や親族からの関心が低い	
養護者の状況	レッド	☐	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
		☐	「何をするかかわからない」「殺してしまうかもしれない」等や希死念慮といった訴えがあり、切迫感がある。
		☐	暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。
		☐	養護者自身が保護・分離を求めている。
	イエロー１	☐	高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
		☐	介護サービス利用料を３カ月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
		☐	支援者との連絡や面会などを拒否している。
		☐	高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。
		☐	高齢者への介護・援助に対する負担が重くのしかかっている。
		☐	介護や就労等、日常における疲れが激しく、苛立ちや不安を抱えている。
イエロー２	☐	不適切な介護や援助の状況が見受けられるが、認めたがらない。状況が続くと悪化する可能性がある。	
	☐	高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。	
	☐	介護や認知症等に関する知識や技術の不足、考え方の偏りがある。	
	☐	友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤立した状態である。	
	☐	激高しやすく、感情の変化が激しい。	
	☐	精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。	
	☐	低収入や借金等の経済的課題があり、高齢者の年金等に頼って生活している。	
	☐	高齢者や家族等に対し依存性である。	

※１項目以上該当がある場合、高いリスクの条件に従い支援を行う。

<高齢者、養護者の状況からみえる総合的な判断>

レッド… 緊急分離・保護	☐	イエロー２… 分離・保護の可能性の検討 定期的な状況確認、支援	☐
イエロー１… 分離・保護の検討 集中的援助	☐	該当なし… リスクは無しまたは低い 必要に応じた支援の実施	☐

郡山市地域包括ケア推進課 作成（埼玉県福祉部高齢者福祉課作成様式を参考に作成）

高齢者本人氏名

高齡者本人氏名： 郡山市基幹包括支援センター
会議録作成者所属：

計画作成日：:

計画作成：目目

會議錄作成者氏名：

田代

2	田	田	田
---	---	---	---

会議の目的			高齢者 本人の 意見・希 望	
虐待事実の 判断	☐ 虐待の事実なし ☐ 虐待の事実について判断できず ☐ 虐待の事実あり → ☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待 ☐ セルフネグレクト			
緊急性の 判断	☐ レッド ☐ イエロー 【 ☐ 保護の検討 ☐ 集中的援助 ☐ 継続的、総合的援助 】 ☐ 緊急性あり ☐ 緊急性なし			
緊急性の 判断根拠	☐ 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療） ☐ 高齢者本人・養護者が保護を求めている ☐ 暴力や脅しが日常的に行われている ☐ 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 ☐ 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある ☐ その他（ ）		養護者の 意見・希 望	
虐待の程度 （深刻度）	☐ 軽度 ☐ 中度 ☐ 重度 ☐ 最重度		※支援の必要性	☐ 有り ☐ 無し ☐ 不明
支援内容	☐ 緊急的分離または保護 ☐ 家族支援・家族問題調整 ☐ 入院 ☐ 在宅サービス導入・調整 ☐ 専門医紹介・医療介入支援 ☐ 経済的支援（生活保護相談・申請/各種減免手続き等） ☐ 成年後見制度/あんしんサポート活用検討 ☐ 関係機関との連携		総合的な 支援の方 針	
詳細				
措置の適用	☐ 有り ☐ 無し ☐ 検討中 → ☐ 養護老人ホーム ☐ 特別養護老人ホーム			
後見等申立	☐ 有り ☐ 無し ☐ 検討中			

作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

【E票一②】高齢者虐待対応計画書（コアメンバー会議用）

高齢者本人氏名：

開催日時

対象	優先 順位	課題	目標	具体的な役割		開催日時	
				何を・どのように	支援関係・担当者等	実施日時・期間/評価日	
高 齢 者							
養 護 者							
そ の 他 の 家 族							
関 係 者							
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等（虐待終結に向けた課題等を記載）				計画評価予定日	年	月	日
				参加者			

郡山市地域包括ケア推進課 作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

【F票】高齢者虐待対応評価会議記録票

計画評価： 回目 作成日： 令和5年12月27日

会議日時：令和 年 月 日 ～

会議目的		出席者			
課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠＝確認した事実を記載)	対応方針の変更の有無、変更内容 □変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
				□変更あり □変更なし (変更内容：)	
支援を要する 状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)	養護者の状況(意見・希望)	
	1. 身体的虐待				
	2. 放棄・放任				
	3. 心理的虐待				
	4. 性的虐待				
	5. 経済的虐待				
6. その他					
新たな支援計画の必要性			評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)	今後の対応	
			1. 虐待対応支援の終結 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 4. アセスメント、支援計画の見直し 5. その他()		

郡山市地域包括ケア推進課 作成 (出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)

【根 拠 法 令】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日)

(法律第二百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による

イ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、こ

れを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前的高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(平二三法七二・追加、平二九法五二・一部改正)

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二三法七二・一部改正)

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれ

れの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行）

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行）

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正

規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行）

（平二七法三一・一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十五条繰下）

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（令三法三七・旧第十六条繰下・一部改正）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（平二七法六五・令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十三条繰下・一部改正）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

<参考・引用文献>

- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（社団法人日本社会福祉士会, 中央法規, 2014）
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働局老健局, 2023）
- 「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」（一般財団法人長寿社会開発センター, 2022）

郡山市 養護者による高齢者虐待対応マニュアル

平成 22 年 2 月 発 行

平成 27 年 5 月 一部改訂

平成 30 年 11 月 一部改訂

令和 6 年 4 月 一部改訂

作成・編集

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
郡山市地域包括支援センター連絡協議会
(高齢者虐待対応に関する委員会)